



首都圏の指定管理者制度は 江塚経営研究所

指定管理者制度への対応強化、 応募のための「事業計画書」作成、
現在の受託業務について今後の継続確保対策、 などご相談ください



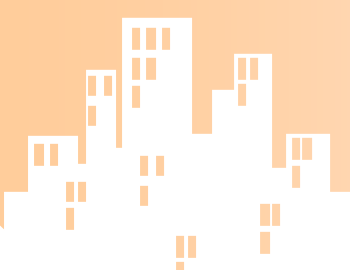
現在、公共施設を管理する
団体(財団法人など)の皆様

民間企業と同じ土俵で勝負する体制
づくりが喫緊の課題です。
競争力強化対策、民間企業に勝つ対
策を ご一緒に考えます



業務拡大したいビル管理・
メンテナンス会社の皆様

公共施設ビル管理が、どんどん指
定管理者制度に移行しています。
貴社も指定管理者にチャレンジしな
いと売上確保が難しくなります
思い切って、指定管理者に応募し
ましょう。



新規事業として
「公共施設管理運営」を
企画している会社の皆様

指定管理者は決して難しい業務では
ありません。
運営管理をしっかり実行すれば、どの
会社も参画が可能です
会社の人材などが不足する時、パート
ナーを選び、一緒に申込みしましょう

首都圏では、多くの自治体において「指定管理者制度」が本格実施されています
「外郭団体中心の管理運営体制」から 今後は民間活用体制へ変化していきます

指定管理制度アドバイザー 江塚経営研究所 事務所(松戸、駒込)

ご用命は、「江塚経営研究所」ホームページ「お問い合わせ」から